

## 第11回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第11回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成23年10月24日(月) 午前10時から正午まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、  
田中委員、川井委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員、
- 5 市側出席者 都市建設部：新家部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、矢淵主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成23年11月2日

### 協 議 事 項 等

#### 1. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項
  - ①前回審議会の意見及び会議後の経過
  - ②屋外広告物制度の内容検討
4. 今後の予定等
5. 閉 会

#### 2. 提示資料

- 審議会議事10 景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料32 第1回景観アドバイザー会議意見整理
- 審議会資料33 安曇野市における屋外広告物制度制定に向けての検討資料
- 審議会資料34 屋外広告物実態調査の概要と結果分析
- 審議会資料35-1～3 安曇野市屋外広告物条例及び施行規則(様式)素案
- 審議会資料36-1 県内自治体の屋外広告物条例における共通規定の比較
- 審議会資料36-2 県内自治体の屋外広告物条例における許可基準の比較
- 審議会資料37 今後のスケジュール改訂版

#### 3. 意見整理

・主なご意見のポイント

##### ①全体的な視点

- ・安全・安心、快適さ、分かりやすさ、その中に安曇野らしさを確保できるように設定することが大事ではないか。

##### ②禁止地域・許可地域 審議会資料33p4

- ・大系線沿線の西側だけでなく、東側にも禁止地域を設定すべきではないか。
- ・県条例の禁止地域も高速道路の両側の範囲となっている。
- ・鉄道の場合、案内誘導を目的とする広告物の必要性は低く、景色を楽しむニーズの方が強い。
- ・JRも防災上の観点から、内規で沿線には看板を設定しないことにしているはず。
- ・広告業者からしても、駅周辺、駅前通り、国道両側以外は、広告物の設置効果が低いため、クライアントに勧めることはない。

- ・既存不適格への配慮等の理由で、東側に禁止地域を設定できないのであれば、西側も東側と同じ許可地域にして、基準を厳しくした方がよい。
- ・範囲として大系線から300mが妥当か。500～700mまであってもよいのではないか。
- ・篠ノ井線沿線への禁止地域設定も検討すべきではないか。
- ・道路沿線と鉄道沿線は違った見方で景観上のバランスのとり方を考えるという基本を抑えた上で、ランドマークになるような広告物については、景観アドバイザーの関与を通じて、全市長的な案内誘導など総合的な観点から判断できるしくみが必要ではないか。
- ・田園エリアが許可地域Bよりも規制が緩くなるのは市民として理解しにくい。
- ・許可地域Bの規制をもう少し厳しくした上で、国道や広域農道沿いの沿道部分については別途配慮するかたちにした方が実態に合っている。
- ・穂高地域の広域農道沿いに厳しい規制があったと思うが、今回の案では示されていない。
- ・山麓線も大事な路線の1つである。
- ・表現として、禁止地域だけが規制が厳しいと誤解される懸念もあるので、市の西側半分を占め、国立公園を含む許可地域Dが禁止地域並みに制限の厳しい地域であることを明示できるよう、色表示等の工夫をした方がよい。その方が、規制に対する市の意思が伝わり、一般市民の意識高揚にもつながるのではないか。

### ③許可基準 審議会資料33p5

- ・「かつ」の使い方などで、基準表記がわかりにくい箇所がある。
- ・個別の広告物規制だけでは大変なので、松本市のように1敷地の表示面積の総量による規制も検討した方がよいのではないか。
- ・店舗の規模によっても状況は異なるので、きめ細かな対応が必要。

### ④その他

- ・看板業者からすると安曇野は魅力のある場所ではなくなっている。
- ・高速道路脇に防音壁を設置する一方で、その両側に禁止地域を設定している現状には矛盾を感じる面もある。
- ・各所で配布する地図と現地の案内板がリンクして案内誘導が有効に機能するしくみをつくり、景観上好ましくない看板が無秩序に設置されている現状を改善できるとよい。
- ・景観づくり住民協定のしくみ（ルールや補助）はこれまでどおり維持されるのか。

## 4. 議事要録

- ・審議会資料33の5ページに「かつ」という文字が入っているところと入っていないところがある。  
「あるいは」なのか「かつ」なのかわかりにくい。(委員)
- 長野県条例と同様の表現で、同資料2ページ右側の「県条例の許可地域における許可基準」にあるように「かつ」を入れた表記に改めたい。(事務局)
  - ・審議会資料33の4ページに追加候補は「大系線西側」で、東側は広告物を設置してもよいと

いう解釈になってしまう。なぜ西側がダメで東側はいいのか。これは希望だが鉄道沿線は公共性をもった場でもあり、観光客が移動する場でもある。東山があって西山がある部分もあるので、安曇野の生活観においてそれらをミックスで捉えることもあるので、西側のみと言わず東側も考慮して頂けた方がよい。

距離にして300m以内という数字はどのくらいなのか。500～700mくらいまでであってもよい気がする。

許可地域Bの山麓エリアは国立公園の法律に基づくので厳しいというが、4ページのような範囲を示す図が今後作成されて公表されたときに、禁止は赤いラインの部分だけだという解釈が強く出るので、“安曇野はこの部分だけやればよい”というように受けとられやすい。逆に山麓エリアを同じような赤色にすることによって“安曇野市はとても厳しいんだ”という何を何となく植えつけることができるのではないか。その上で“山麓エリアに関しては国立公園の法律の何かでやればできますよ”というようなただし書を付けられるとよい。パッと見は半分くらいが赤いんだ（禁止地域）というものを出すことによって、一般人に対する抑制の一つの機会になり得ると思う。（委員）

- ・禁止区域について、県の禁止区域の高速道路についても両側になっているので、大糸線だけ西側というかたちはいけないのではないかと。

もっと言えば篠ノ井線の沿線も同じような部分があるので、そこについても規制化を検討する必要があると思う。

許可地域について、許可地域Bでまちなかと田園を区別しにくいので一緒になっているが、この案では広域農道などの大きな広告物に配慮してかなり緩い規制になっている。逆に言えば、松本などは第1種許可地域ということで基本的には厳しい基準にしたうえで、国道沿いや商業地域の一部を緩くしている。この部分もほとんどは田園のエリアになるので、許可地域Aよりも緩くなる部分は市民としては理解しにくい。したがって、許可地域Bはもう少し厳しくした上で、国道や広域農道など路線の部分については別途配慮するというかたちの方が実態に合っていると思う。（委員）

→西側についてはいわゆる既存物件の数が非常に多いことと両側をどのくらいにすればよいかという議論に入ってくるが、大糸線と国道147号線は並行して走っているような線形である。その中で国道は南から北の端まで相当大きな看板が乱立している状況を考える中で、既存不適格への対応をどうしようかと考えたところもある。景観計画等を作成する中で大糸線から西への眺望を大事にしたいということもあって、西側を候補に設定したらどうかと考えた。

（事務局）

- ・大糸線に関していえば高速道路と同じように両側の方がいいかと思う。穂高でも厳しい規制があったかと思うが、ここではあまり道路沿線を謳ってないように思う。山麓線も大事な路線の一つなのであった方がいいと思う。（委員）
- ・大糸線の西側の件について、東側は商業地域だから既存のものが対象になってしまうという話があったが、「まちなかエリアは除く」と入っているのだから、まちなかでないところは両側が禁止地域になるのではないかと。（委員）

- ・事務局側としては両側に禁止区域を設けることについてどう考えるか。（会長）

→前回、規制を強めるというより、よりよい景観、よりよい広告物に対する景観をつくり出す方向がいいのではないかと意見を頂いた中で、既存に対する一定の配慮で、どういった方法がよいかを考えて西側のみとした。そうした中で、国道147号沿いにいつまで屋外広告物があってもいいのか、どうにかたちで容認していくかという疑問に入っていくと思うが、事務局としてもいつまでも放置状態でよいとは思っていない。どういう表現で条例に盛り込むかは次の段階として、屋外広告物に対して管理義務、除却義務をきちんと条例の中に明文化して対応していきたい。既存不適格に対する屋外広告物への配慮がある意味規制になると感じている。景観への影響が非常に大きい中で、維持管理が大事だということは景観計画にも明記されている。例えば、設置者や管理者が必要な管理を怠らない措置を管理義務として、許可看板であれば除却義務ということをも明文化して対応していきたい。条例の文言について

は案の段階だが、審議会資料35-1の6ページの第15条、また7ページの第21条のように表現し、対応を考えている。(事務局)

- ・除却義務と管理義務の取り組みの話だったが、大糸線に関しては西側の禁止区域に限定したいと考えているのか。(会長)

→制限を設けることも一つの方向とは考えているが、制限に対して看板を設置したら不公平感をもたないように行政対応が可能かどうか非常に難しい部分だと考えている。広告物の保証期間は7年ぐらいなので、10年後くらいには建て直す時期がくる。そのときには今策定中の条例の対象として規制をしていきたいと考えている。(事務局)

- ・大糸線東側に関してかなり厳しい区域に設定することになると問題が出てくる現状が結構あるということになるわけか。(会長)

→まちなかエリア以外には相当な件数がある。(事務局)

- ・それは将来的には更新するというので、この条例の新たな区域設定というものを本格的にという話にならないか。現在は仕方ないかもしれないが。(会長)

→将来的にやり直すときには、条例に配慮して対応していくことになる。(事務局)

- ・そのときに、大糸線の両側規制についてどうか、ということになるか。(会長)
- ・全く禁止ということではないと思う。現実としてまちなかに看板が一切違法という以前に、まちなかには活気の問題があるので看板はあってもいいと思う。ただ、まちなかを離れて田んぼの中を走っているときに看板があるとマイナス要因の方が大きいと思う。看板が何にもない路線の区域もある方がいいと思う。将来的にそうなるといい。基本的に両側がダメだけど用途地域の中で良い・悪いを謳った方がやりやすいのではないか。(委員)

- ・資料全体の印象と実際移動して感じることを併せて言うと、鉄道の沿線は自分が運転しないので、行先を探すというよりも景色を楽しんで乗っていることが多いと思う。大糸線に乗ってみると、三郷とか梓橋から豊科にかけての路線の両側には安曇野らしさがあると思う。季節によっては東山の美しさも見られる。篠ノ井線も安曇野市内にはかなり入っている。自動車を運転している場合には景色がきれいというだけでなく、必要な情報がある程度入らないと運転者の安全にも関わる。広告、看板を含めて、道路沿線と鉄道沿線は違った見方で景観の中でどうバランスをとるかを見るという基本を抑えておいて、具体策は例えば景観アドバイザーで審議をして答えを出す。ランドマークになるような広告は上手に出して全体のガイドに使うような総合的な見方が必要ではないか。最終的には、安心・安全と快適さと分かりやすさ、その中に安曇野らしさを抑えられるように線を引くことが大事だと思う。(委員)

- ・法的に禁止区域は非常に厳しい規制になるので、事務局的に既存不適格をつくりたくないという部分は理解できるが、西側だけ禁止にすると既存不適格だけでなく、東側への広告看板の設置を誘発しかねない面もある。仮に禁止区域が難しい場合には、許可地域Bの中で大糸線の東側をより厳しい許可地域として設定してバランスをとるという方法もあると思う。まちなかも田園も一律の基準ではなく、細分化した許可基準を検討してもらいたい。(委員)

- ・昔は鉄道沿線は魅力のある地域で、鉄道に並行して20m~30mの看板をつけた記憶がある。最近では防災上の問題やJRの規則で沿線看板はいけないうかたちになっていると思う。看板業者から言うと、大糸線は駅周辺300~500mの東西の通りと国道の両脇を抑えれば商売になる。安曇野の場合は田んぼの中に建てても誰も見ないので、クライアントにも勧めることはしない。そういうことから、まちなかエリアと国道の両脇をよくするように考えた方がいいと思う。

高速道路の低周波の音波や騒音がいけないといって壁をつくってしまうのに、「1kmの範囲で広告物の設置はダメ」はないだろうと感じる。法律は一度できるとなかなか変えられないので、大糸線の西側、東側を規制するのは構わないが、駅周辺は商売する人の生活がかかってくるので、その辺はよく検討して欲しい。大型農道を走っても民家が集中している周辺でないと看板は出ていないはず。堀金の物産センターからBIG周辺まで、昔は結構看板が建っていたが、今は農家の意識も高まって看板用には貸さなくなってきた。看板業者からすると安曇野はもう魅力のある場所ではないので規制を厳しくしてもらってもよいが、観光客がどうみるか。遊びに来て看板が何にもなくて喜んでくれるだろうか。おもしろい旅行に

はならないと思う。現在住宅が建たっていて商店があるところはなくすといっても無理だと思うので、1回松本辺りからゆっくり大糸線に乗って検証されてはいかがか。(委員)

・審議会の意見としては両側にある程度の規制区域があってもよいのではないかということ。それに付随して、まちなかエリアや駅周辺部に関しては適用できない部分も考慮して頂くということで、大糸線両側の設定を検討して頂けないかということよいか。(会長)  
→頂いたご意見を踏まえて、事務局で再度踏査・精査し、どのようなかたちがよいか知恵を出したいと思う。(事務局)

・許可地域Dには国立公園の規定に基づく厳しい規定が入るため今回は割愛されているが、図面としては厳しい部分ということで、色表示等の工夫をして欲しい。(会長)  
・許可地域Aと同じで、国・県と同じオレンジ色にすれば厳しく見える気がする。(委員)

・許可地域Bは全体的にもう少し厳しい基準にしておいて、その中で除外すべき部分を緩和するという話もあった。(会長)

・審議会資料33の7ページの「その3」に「著名な地点・公共的な施設へ案内するためのもの」とあり、それは当然だが、公共だけではなく、街でガイドをしている中では、観光客がインターネットなどで事前に調べてきたお店の場所が現地でもわかりにくいというケースが多く見受けられる。ある程度大きな道までは来られても、近くに来て分かれ道があると迷ってしまう。そうした状況に対して、自治体や観光協会などがまとまって、例えば拾ヶ堰のサイクリングロードのように景観がよくてゆっくりできる所に、景観を邪魔しない程度のガイドマップがあって、各所で配布された地図とリンクし、しくみとして維持されるようなしかけが必要ではないか。事前の電子情報と現場で迷わないよう上手に配置された看板やランドマークがリンクし、必要最小限のガイドマップがうまく連携することで、無駄にみっともない看板を減らしていくことも検討して欲しい。(委員)

・公共サインについては見やすいことが大事だと思うが、広告物条例には入りにくい部分があるので、サイン計画はガイドラインに追加するようなかたちにしてもらえればと思う。(会長)

・審議会資料33の5ページについて、松本の場合、全部の看板の面積を25㎡とトータルで制限を加えている例がある。1個1個やると大変なので、その辺の条件も加味した方がよいと思う。店舗の規模によっても状況が違ってくるので、きめの細かい対応も必要かと思う。(委員)  
・表示面積も大事な問題だと思うが、基本となっているのは最低限守ってもらいたいものについて条例や規則で定めたいということだった。細かいものについては検討してもらって、次回示してもらいたい。(会長)

・景観づくり住民協定は、今25地区あるが、1箇所以外は全て行政と相談して対処できている。この中で問題になりそうなところはあるか。(委員)  
→この資料に基づいて判断すると今のところ既存の協定が支障になるケースはない。(事務局)

・1箇所については、今のままでは景観が損なわれているので改善してほしいと要望してきたが、住民協定には拘束性がないため、なかなか改善されない。(委員)  
→その場所については、行政も把握はしている。(事務局)

・美化や植栽も市の補助を受けてやってきたものは、これからはどうなるのか。(委員)  
→屋外広告物条例をつくることによって景観づくり住民協定が抵触するかという部分はない。住民協定の部分は景観条例の中で位置付けられている。(事務局)

・予算付けについてはどうなるか聞いておきたい。(委員)  
→これまでのかたちを踏襲していきたいと考えている。(事務局)